

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
(中に含まれております)

2878号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号:電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955  
発行人 石田直裕:定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697 <http://www.zck.or.jp>

デイゴ並木 (鹿児島県瀬戸内町)

政 策

農山漁村再生可能エネルギー法について

「地域おこし協力隊」はいま取り組みの実態とその評価——鹿児島県瀬戸内町・三島村……  
（9）

茨城県利根町長 遠山 務……  
（10）

（4）

（4）

（9）

（10）

（4）

（4）

（4）

（4）

（4）

（4）

（4）

<div data-bbox="754 4480 870 4489</div>
<div data-bbox="754 4489 8

# 農山漁村再生可能エネルギー法について — 地域資源を活用して、農山漁村の活力向上を図る —

農山漁村に存在する再生可能なエネルギーを地域資源として活用し、農山漁村の活力の向上を図るため、発電設備の整備計画の策定や、設備設置に際して農地転用などの手続きのワンストップ化等を定めた「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再生可能エネルギー法）」が昨年成立し、5月より施行された。

## 1. 再生可能エネルギーの現状と課題

再生可能エネルギーは、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）の定義によれば、「再生する」ことが可能な資源から持続可能な方法で生産されるあらゆる形態のエネルギー」とされ、太陽光、水力、風力、地熱、海洋（潮力、波力、温度差）、バイオマスなどが対象とされている。

我が国の国土は、森林が66・3%、農地が12・1%とその大半を農山漁村地域が占めている。農山漁村には、森林資源や未利用の土地、水、熱、バイオマス等の地域資源が豊富に存在している。

しかし、我が国の電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合は、大規模水力を除くと約1%にとどまっている。導入が進まなかつた原因としては、化石燃料と比較して総じてコストが高いことが挙げられる。このコストの壁を乗り越えるため、再生可能エネルギー発電の標準的な発電コストをまかなえる価格での買い取りを一定期間保証する固定価格買取制度が、平成24年7月から始まっている。

固定価格買取制度の導入後において、先行しているのはメガソーラーであるが、設置主体は首都圏の企業が多く、地域の農林漁業者による取組事例は極めて少ない状況にある。

再生可能エネルギーの導入に際しては、農林漁業が有する食料供給や国土の保全機能等の発揮に支障を来さないよう留意することや、再生可能エネルギーの生産で得られた利益を地域に還元し、活性化を図ることが重要である。また、地域の多様な関係者の合意形成をどのように行うか、施設の導入に必要な資金を地元でどう調達するか等が課題となる。

## 2. 農山漁村再生可能エネルギー法の創設

そこで、これらの課題に応じて地域資源を再生可能エネルギーとして利用し、発電事業の促進による雇用機会の創出や、所得の向上につなげるなどを内容とする「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案（農山漁村再生可能エネルギー法案）」が、昨年11月15日に成立し、同月22日に公布された。同法は、5月1日から施行され、国の基本方針が間もなく示される予定となっている。

「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」の骨子は次の通り。

### 1 趣旨

#### (1) 地域資源を活用して農山漁村の活力の向上を図ることが急務となっている中、平成24年7月から

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度が開始されたことを踏まえ、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、地域における所得の向上等に結びつけることが必要である。

#### (2) その際、農林漁業が食料供給や国土保全等の重要な機能を果たしていることに鑑み、農山漁村における再生可能エネルギー発電設備の無計画な整備により、農林漁業の健全な発展に必要な農林地等が失われ、これらの機能の発揮に支障を来すことがないよう、農林地等の利用調整を適切に行うことともに、再生可能エネルギー発電の導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する必要がある。

このため、農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の発電電力を間もなく示される予定となっている。

## 政 策

を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する。

## 2 内容

## (1) 基本理念

①農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下、当該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない」と。

②農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たっては、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない」と。

## (2) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する計画制度

①国的基本方針に基づく市町村の基本計画の策定

農林漁業の健全な発展と調和の促進による農山漁村の活性化に関する方針、再生可能エネルギー発

電設備整備区域、農林漁業の健全な発展に資する取組等に関する事項、基本計画の作成及び実施に関する協議会等について規定する協議会等について規定

②市町村の基本計画に基づく再生可能エネルギー発電設備整備計画の認定

発電設備の種類・規模、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容等について規定

## (3) 認定を受けた設備整備計画に関する特例措置

①農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法に基づく許可又は届出の手続のワンストップ化

②市町村による所有権移転等促進計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理

## (4) その他

①国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助

②計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

## 3 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

市町村は、国が定める基本方針(農

林漁業との調和や農林地等の適切な利用調整等を内容とする)に基づき、基本計画を作成することができる(法第51条)。基本計画には、①農林漁業と調和した再生可能エネルギー発電による農山漁村の活性化に関する方針、②再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域、③農林地の効率的利用の確保、④農林漁業の健全な発展に資する取組などを定めることがある。

また、市町村は、地域住民や学識経験者、設備整備者、農林漁業者、団体で構成される協議会を組織・運営し、設備整備者が策定する設備整備計画を認定する。この協議会では、再生可能エネルギーの導入による地域の活性化や、農林漁業の健全な発展に資する取組、農林漁業との土地利用の調整等について協議することが見込まれる。

このほか、認定を受けた設備整備者が整備を行う際、農地転用や保安林の伐採等を規制する農地法や森林法等の関係法令については、市町村が設備整備計画の認定に際し、国や都道府県の同意を予め得ることにより、計画の認定により許可があつたものとみなす等、行政手続きのワンストップ化が図られている。

この点、農地については、農業上の再生利用可能な荒廃農地のうち、生産条件が不利で、相当期間耕作に供されず、受け手が見込まれない等の状態であれば、第1種農地であつても発電設備の整備を促進する区域に含めることができ、転用が可能となるように考えている。(農林水産省HP「農山漁村再生可能エネルギー法Q&A参照」)

この法律に基づく発電を行う場合には、農林漁業の健全な発展に資する取組を発電に併せて行う必要があり、地域外の事業者が取り組む場合も、売電収入の一部がこの取組に使われ、地域に還元される。

また、地域の農林漁業者やその他

の団体等の地域の主体が発電に取り組む場合には、売電収入そのものが地域の所得となる。

さりに、再生利用が困難な荒廃農地等を有効利用して再生可能エネルギー発電設備を整備した場合には、①地権者の新たな地代収入の獲得、②固定資産税の増加、③地元企業への発電設備の整備やメンテナンス等に関する雇用創出等が期待される。

このほか、認定を受けた設備整備者が整備を行う際、農地転用や保安林の伐採等を規制する農地法や森林法等の関係法令については、市町村が設備整備計画の認定に際し、国や都道府県の同意を予め得ることにより、計画の認定により許可があつたものとみなす等、行政手続きのワンストップ化が図られている。

この点、農地については、農業上の再生利用可能な荒廃農地のうち、生産条件が不利で、相当期間耕作に供されず、受け手が見込まれない等の状態であれば、第1種農地であつても発電設備の整備を促進する区域に含めることができ、転用が可能となるように考えている。(農林水産省HP「農山漁村再生可能エネルギー法Q&A参照」)

農林漁業の発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電が期待される。

## 調査室レポート

## 調査室レポート 第7回

# 「地域おこし協力隊」はいま

## ～取り組みの実態とその評価～

### 鹿児島県瀬戸内町・三島村

●広がる取り組み  
平成21年度にスタートした総務省所管の地域おこし協力隊制度。地方自治体が都市圏から都市住民を受け入れて「地域おこし協力隊」として委嘱（期間は1年以上最長3年）、委嘱を受けた「隊員」は、地域に住みながら、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など地域協力活動を実施するものである。「隊員」への報酬（上限200万円）や活動に要する諸経費をあわ

#### 1. 地域おこし協力隊の概要

NPOが提供する「地域おこし協力隊」のポータルサイトには、71自治体が134人分（若干名）＝1人としてカウント）の公募情報を掲示している。

#### ●制度のもつ2つの側面

地域おこし協力隊制度は、その「ねらい」として2つの側面をもつている。

1つは都市部から過疎地域への定住促進政策として、特別交付税措置の対象となる条件として、「隊員」には、受け入れ自治体に住民票を移動する」と、かつ旧住所（転出地）が、



せて、「隊員」1人あたり400万円が、受け入れ自治体に特別交付税として措置される。

初年度（平成21年度）は32自治体（2県30市町村）・89人の委嘱」とどまつたが、年を追うにつれて取り組みが広がり、平成25年度には318自治体（4府県314市町村）にて978人の「隊員」が活動を行った。本稿執筆時点（4月22日）で移住・交流推進機構（JOI-N）が提供する「地域おこし協力隊」のポータルサイトには、71自治体が134人分（若干名）＝1人としてカウント）の公募情報を掲示している。

総務省は平成25年6月末までに任期を終えた「隊員」を対象に「地域おこし協力隊の定住状況等に係るアンケート」を実施したが、その結果によれば、「隊員」の半数が任期終了の翌年も活動先に住み続けており、定住対策としての期待が高まっている<sup>注1</sup>。

もう1つは地域活動を支援する外郭人材の派遣政策として。平成20年に総務省過疎問題懇談会が、今後の過疎地域の集落対策には従来の財政支援だけでなく人材確保・人材育成への支援が必要であるとして「集落支援員」の設置を提言し、同年度に導入されたが<sup>注2</sup>、地域おこし協力隊はその延長線上に位置づけられる。

本制度は自治体の裁量に委ねられる部分が大きい。「隊員」となる資格要件は上述のように明確に規定されているが、その他については受け入れ自治体に多くを委ねている。たとえば「隊員」が行う地域協力活動についても、「具体的な内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に

## 調査室レポート

応じ、地方自治体が「自主的な判断で決定するものとする」（総務省資料）としている。したがって、「定住」「地域支援人材の確保」のどちらにどの程度ウエイトを置いて取り組むかも、地方自治体のむじ加減に委ねられている。

では、実際に地域おこし協力隊を受け入れている自治体では、制度をどう捉え、どのように取り組んでいるのか、以前より地域おこし協力隊を受け入れている鹿児島県の2町村を取り上げ、それぞれの取り組みを紹介したうえで考察を加えてみたい。

## 2. 鹿児島県瀬戸内町「定住促進策として協力隊制度を受け入れ

● 加計呂麻島に2人の隊員を派遣 奄美大島の南端にある瀬戸内町は、役場のある本島からフェリーで約25分の加計呂麻島に、平成23年度から3年間、2人の地域おこし協力隊を受け入れた。かつて人口8000を超えていた加計呂麻島も、急激な人口減・高齢化に見舞われ、現在では人口約1428人、高齢化率は48・2%（2010年国勢調査）となっている。



▶瀬戸内町加計呂麻島の一集落

●活動の経過～1年目・島内を巡回し、島民との関係構築を図る

隊員の1人、横浜市出身の畠山育代さんは、海洋技術専門学校を卒業後、スクールバധイビングのインストラクターとして国内外の島々を1年渡り歩いた豊富な経験の持ち主。専門学校時代からの友人の住む瀬戸内町への移住を計画し、役場の企画課を通じて加計呂麻島内に住居を見つけ、就農支援センターに通うことを取り上げ、それぞれの取り組みを紹介したうえで考察を加えてみたが、そこへ町が協力隊を公募しているとの報が入り、手を挙げた。

●活動の経過～2年目・具体的な地域支援事業への着手

2年目に入ると、畠山さんに「地域おこしのためにこんなことをしたい／やろう」と声をかけてくる島民が現れるようになつた。

「問題点もわからなかつたし、何をみんなが望んでいるかもわかるにはやつぱり1年かかったのかなあと思う」と畠山さんは振り返る。

「役場からは『自分のやりたいことをやってください』と任されたのですが、それをどうしてよいのかわからなくて…」と悩んだ畠山さんが1年目に取り組んだのは、島内を巡回し、集落の作業や学校の行事を手伝うことだった。さらに「なんとかして集落を全部回りたかったので、無理矢理にでも集落を回るための何かをしなきゃいけない」ということであったのが「加計呂麻島放送」。島民が唄う島唄や子供の朗読を録音し、各集落にある防災無線の設備を使って放送した。毎週2日間かけて20以上の集落を巡回し、かつ集落によつて放送内容をアレンジするという時間と手間のかかる作業ではあつたが、島内に畠山さんの存在が広く知れ渡るきっかけになつたことである。

●活動の経過～3年目・前年度に始まった事業が本格化

3年目に入ると、前年度に始まつた活動が本格稼働しはじめた。

「しりたむんきや」は、国の補助金を獲得して加工場を整備、ゲットウやグアバ、長命草などをお茶に加

## 調査室レポート

◆加計呂麻島で3年間地域おこし協力隊として活動した糸山育代さん



工販売を始めたが、東京からも引き合いがあるなど好評を博し、作れば作るほど売れる状況となった。民泊の受け入れも、大学生や東日本大震災の被災地の子供たちの合宿を受け入れるなど忙しくなった。

「いよいよという時に任期が終わつた感じ」と糸山さんは話す。

●そして定住へ取り組みに対する事後評価

今年3月で任期を終えた糸山さんは、4月以降も引き続き島に定住している。協力隊の公募に応じる以前から構想していた通り、島での就農を目指して、6月から町の就農支援センターに通うことを希望している。協力隊として実施してきた活動のうち、民泊協議会や「しりたむんきや」についてはメンバーの一員と

して活動を継続するが、「加計呂麻島放送」などはとりやめる予定である。

上述の通り糸山さんはもともと島への定住を考えており、「(協力隊の3年間を経なぐても)定住はできた」と話す。しかし同時に、地域支援活動を通じて島内で広範なネットワークを構築できたことが、今後の定住に向けて大いに役立つだろうとも話しており、地域おこし協力隊制度は糸山さんの定住をアシストする役割を発揮したと見ることができよう。

糸山さんだけでなく、もう1人の女性も島への定住を予定しており、受け入れた2人全員が定住することになりそうである。役場職員として地域おこし協力隊の導入を手がけた企画課長補佐(現在)の田中秀幸氏は、「(地域おこし協力隊の受け入れは)最終的には定住対策が目的であり、取り組みの成果は任期終了後に隊員が地域にとけ込み定住したかどうかで評価される」とかねてから考へており、採用時の面接でも任期終了後の定住の意思を確認するなどしていった。それだけに、2人の定住を受け「任期が終わつたから帰るとななる、何のために協力隊を導入したという」とになりかねないと「うだつた」と安堵している。

一方、鹿児島県内で同じく地域おこし協力隊を受け入れている三島村役場の総務課長・大山秀人氏は、地域おこし協力隊を受け入れる目的は「外部の視点による『気づき』を得るため」と語る。

三島村は、薩摩半島沖に浮かぶ3つの離島(竹島・硫黄島・黒島)から構成される人口約400人の村。3つの島へは鹿児島港からフェリーで3~6時間要することから、国や県との行政連絡の利便性などをふまえ、役場は村内ではなく鹿児島市内にある。

村では「島には豊かな資源があるが十分に活かされていない。島の資源を活かした産業づくりを行う」という。そのためには、外部の視点による「気づき」を通じて地域の資源を掘り起こすことが必要」(大山氏)と考え、地域おこし協力隊制度が創設された平成21年に、硫黄島・黒島に1人ずつ「隊員」を受け入れた。硫黄島に派遣された「隊員」は、

◆「我々が取り組んでいる仕事は、決して数値化できないもの、偏差値で評価できない分野」と話す三島村役場・大山秀人総務課長

3. 鹿児島県三島村へ地域活動を支援する外部人材として協力隊を受け入れ

●三島村における取り組み状況

一方、鹿児島県内で同じく地域おこし協力隊を受け入れている三島村役場の総務課長・大山秀人氏は、地域おこし協力隊を受け入れる目的は「外部の視点による『気づき』を得るため」と語る。

黒島に派遣された「隊員」は、島特産のみかんを使ったシフォンケーキを開発したり、島内の自然の中を駆け巡る「黒島トレイルラン」の運営に参加するなどした。

硫黄島に派遣された「隊員」は帰郷したが、黒島に派遣された「隊員」は任期終了後も島に定住している。本人も定住を希望していたが、それ

## 調査室レポート

以上に島民から「任期終了後も何かして島に残してほしい」と役場に要請があったという。3年間、島のあらゆる仕事をサポートするうちに、「隊員」がいなくなると島が回らなくなるような状況となつた。そこで村では、「地域おこし協力隊員」としての任期終了後も、「集落支援員」として引き続き地域協力活動を委嘱することとした。

## ●取り組みの狙いと事後評価

「こうして、2人のうち1人が島に定住することになったが、大山氏によれば「定住してくれればそれにこしたことはないが、決してそれが目的ではない。採用時にも定住の意思は確認していない」という。そして、「最終的に取り組みの成否を決めるのは、『隊員』が島の埋もれた資源を掘り起こして特産品を開発してくれたかどうか」と語る。

以上に島民から「任期終了後も何とかして島に残してほしい」と役場に要請があったという。3年間、島のあらゆる仕事をサポートするうちに、「隊員」がいなくなると島が回らなくなるような状況となっていた。そこで村では、「地域おこし協力隊員」としての任期終了後も、「集落支援員」として引き続き地域協力活動を委嘱することとした。

のが商品になるという気付きを与えた。たとえば島の人達は、椿油で石鹼を作るという行為が観光客の体験メニューになるほどの価値のあることだとは思つていなかつた。協力隊の視点を入れることで価値を見つめなおすことができた。これが『外の人間を入れる』ことの最大の狙いである」と活動の成果を評価している。

三島村では平成25年度から新たに2人の「隊員」を受け入れており(1人は家庭の都合のため任期途中で帰郷し、残る1人が活動中)、さらに

## ● 「定住」か「地域支援人材の確保」か 4. 考察) 地域おこし協力隊制度の意義と課題

先に地域おこし協力隊制度には定住促進政策、地域活動を支援する外部人材の派遣政策の2つの側面があると紹介したが、鹿児島県内の2町村の取り組みを観察すれば、結果的に、両町村とも多かれ少なかれ2つの側面それぞれについて成果を上げていると見てよいと思われる。

「定住」を目標に地域おこし協力隊を受け入れた瀬戸内町では、当初の狙いどおり2人全員が定住という成果を上げているが、同時に「隊員は地域支援人材としても大いに力を発揮した。

●肝心なのはマツチング  
しかし、この結果を見て、「定住」も「地域支援人材の確保」もと一挙両得を狙おうとするのは、「隊員」に対して、能力・労力・きのこには精神面において過大な負荷をかけてしまい、「一兎を追うものは一兎も得ず」になりかねない。

瀬戸内町では、「定住」という成果目標を明確に定めたうえで、それに相応しい「隊員」を採用し、「隊員」に成果目標（定住）をはつきりと伝えていた。たとえば畠山さんは、集落作業の手伝いに、1年目は「依頼がなくともあちこちの集落に押しかけていた」が、2年目は「依頼があれば行く」方針をとり、3年目は自分の集落活動に専念するなど、徐々にフェードアウトする工夫をしていった。これは、任期終了後には定住するという目標を持つていればこそ対応だろう。

「地域支援人材の確保」を目標に「隊員」を受け入れた三島村では、「隊員」は島に眠る資源を掘り起こし、次々と商品開発に結びつけており、役場の期待通りの成果を上げているが、同時に定住対策面でも、現在のところ一人ではあるが、「隊員」が「島になくてはならない存在」として想付く結果につながっている。

三島村についても、「地域支援」という目標を明確に掲げ、「隊員」もその目標を共有していたからこそ、地域資源を活かした商品開発に思い切って取り組むことができたと考えられる。

冒頭に述べたように、本制度は受け入れ自治体の裁量に委ねられる部分が大きい。本稿では2町村の取り



▶三島村硫黄島の東温泉。  
岩礁に湯船がつくられている

## 調査室レポート

組みしか紹介できなかつたが、全国的に見れば、各々の自治体において各々の方針にもとづいた多種多様な取り組みがなされている。

肝心なのは、受け入れ自治体の方針と「隊員」の意向とのマッチングである。両者にミスマッチが生じれば、受け入れ地域にとつても「隊員」にとつても不幸な結果につながりかねない。そうした事態を防ぐためにも、受け入れ自治体には、①何を目的にどのように地域おこし協力隊事業に取り組むのか、方針を明確にすること、②公募・採用を通じて、志願者にその方針を明確に伝えることが求められる。

## ●2つの課題

最後に、地域おこし協力隊制度の抱える課題について2つ指摘したい。

1つはノウハウの蓄積である。これまで外部人材による地域支援といえば、「都度訪問型」か、長くとも2~3週間程度の「短期滞在型」であり、地域おこし協力隊制度が目指す「定住型」の支援はこれまでにない取り組みである。それだけにノウハウの蓄積が不足しており、今回取り上げた両町村も含め、各自治体、各「隊員」とも手探り状態で取り組

んでいるのが実状である。「地域サポート人ネットワーク全国協議会」や「村楽しLP(全国地域おこし協力隊ネットワーク)」など、地域おこし協力隊の有志がネットワーク組織を結成し、相互の連携や情報交換を通じてノウハウの共有や蓄積を図る動きがあるが、こうして取り組みが広がることを期待したい。

もう1つ指摘しておきたいのは、「隊員」への志願者が集まりにくくなっている現状である。三島村では今年度からの新たな「隊員」を募集したが、応募が前回、前々回ほどは集まらなかつたという。実はこうした状況は、三島村に限らず他の受け入れ希望自治体でも直面しており、最近では募集人数を満たさず再公募をかける自治体も珍しくない。

本稿の冒頭にも指摘したような地

域おこし協力隊の公募数の増加により供給(農山村志向をもつ若者の数)が追いついていない可能性が高い。また、近年は若者の農山村回帰の傾向が盛んになつてているとされているが、むしろこの最近の都市部における雇用環境の改善に伴い、農山村回帰の傾向がピークアウトしている可能性もある。いずれにしても、農山村回帰志向をもつ若者の存在につい

て量的把握が必要な時期に差し掛かっていると思われる。

また、今後新たに受け入れを考えている自治体には、「隊員」としてふさわしい優秀な人材を確保するためにも、自治体として地域おこし協力隊の受け入れを通じて何を目標にし、「隊員」に何を求めるのかを明確に打ち出していくことが求められる。

地域おこし協力隊は、従来型の補助事業や施設整備とは違い、「人が主体となり、「人」と「人」との関わりに着目した新しい発想にもとづく施策である。それだけに、現段階では試行錯誤も少なくないが、1つ1つ課題を乗り越えながら、この新しい制度を大事に育てていきたいものである。

(全国町村会 調査室長 坂本誠)

注1 県庁が所在する市であつても、市町村合併を通じて過疎地域を抱えることになったケースが少なくない(たとえば九州内では佐賀・長崎・大分・鹿児島の各市が該当)、その市民は制度上の「隊員」とはなれない。

「定住状況等に係る」と冠してアンケートを実施している点から、総務省も「制度の定住政策としての効果を意識している」と窺える。

注2 宮口伺迪「補助金から補助人へ」(町村週報第26887号コラム、平成21年7月20日)



何かと面倒な相続手続き、  
お手伝いいたします。

# 遺産整理業務

[わかち愛]



三菱UFJ信託銀行

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時:例) 遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)

お問い合わせは **0120-349-250** ご利用時間/平日・土・日 9:00~17:00 (祝日等を除く)  
(回線がつながりましたら **0番** を押してください。)



三井住友信託銀行  
SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

<http://www.smtb.jp> 三井住友信託銀行 検索

## 随想

## 安心、安全、安定したまちづくり

茨城県利根町長 遠山務



利根町は、茨城県の最南端にあり、利根川沿いの河口から70km、東京都心から40km圏内に位置し、面積は約25km<sup>2</sup>の小さな町です。昭和40年代後半から50年代にかけて、東京のベッドタウンとして住宅開発が行われ、一時期人口が二万一千人を超えるましたが、現在は一万七千五百人と減少傾向にあります。平成11年4月に町長就任時は、将来の高齢化を見据え、住民の健康増進、疾病予防、介護予防を推進してまいりました。平成13年から筑波大学と連携し、フリフリグッパー体操を導入。平成16年からは茨城県健康プラザ管理者の大田仁史先生ご指導の下、シルバーリハビリ体操も導入し、元気な高齢者づくりを進めてまいりました。両体操ともボランティア団体が中心となり活動をしていただいている、現在利根

町から、県内はもちろんのこと全国に発信しております。北は宮城県石巻市から南は長崎県まで、近隣では千葉県船橋市、佐倉市等、多くの団体の方々に視察に来ていただいております。利根町は、茨城県44市町村の中で一番田に高い高齢化率ですが、一方で介護の認定率が44市町村で一番低いといふことで、体操の導入効果が大きく寄与していると思いまます。今後も住民参加を呼び掛け、元気な高齢者づくり、健康寿命を延ばす施策を展開してまいります。

少子化対策では、一時期小・中学生が四千四百人超おりましたが、現在は四分の一以下で千百人を割っています。経済人口を増やすため、空き家バンク事業、子育て環境を良くするため、第2子に50万円、第3子以降100万円の子育て補助、中

学校全校に児童クラブ、予防接種の任意接種全てに補助、平成26年度・平成27年度計画では小・中学校大規模改修、全教室の空調機設置等も進めています。ある新聞社が、いろいろな角度から調査した結果では、県南15市町村で、つくば市に次いで二番目に子育てしやすい町と評価されました。小さな町ではありますが、今後も子育て環境日本一を目指していろいろな施策を大・小に用わらず行っていきたいと考えております。

小・中学校の統合により廃校になった校舎に、3年前大学を誘致しました。現在、その大学と連携した公開講座や、小・中学生との交流、町主催行事への参加・協力等の事業を展開しております。今後も更に連携を密にし、大学と協力しながら、町の活性化を図ってまいります。

また、環境問題につきましては、21世紀を担う子供達に、より良い自然環境を残すことは、我々大人としての役目であり行政としての大きな役割であると考えます。その前段として子供達に「エネルギー」に关心して子供達に自然エネルギーに関心をもつてもらうため、全小学校に太陽光パネルを設置したところです。

役場庁舎議会棟の屋上には20kwの蓄電機を備えたパネルを設置し、また、町有地約6haには2・8メガワットのメガソーラー誘致もしました。現在、公共用地及び施設に民間活用の在、公共用地及び施設に民間活用の太陽光発電施設誘致の協議を行っております。今後も水、緑地、大気環境等にも寄与する施策を行っていきたいと考えております。

次に当町の文化活動は、非常に活動が活発で、近隣住民の方からも良く言われ、大変嬉しく思います。絵画、書道、茶道、華道、写真、パッチワーク、皮革加工、陶芸、草木染め、造花づくり、コーラス、ジャズバンド、民舞、民謡、カラオケ等々各サークルが生き生きと思い思いの活動をしております。文化サークルだけでなく、さまざまな団体が情報を共有するため、利根町の「とね」をとつて、利根町民活動情報サイト「とねつと」を立ち上げ活用していただいております。

今後も、他自治体の情報を参考にしながら、また利根町の情報を発信しながら、安心、安全、安定したまち、子供達が夢を持てる、若者が希望を持てる、高齢者が安心して暮らせるまちを目指し、住民と協働で頑張る所存でござります。



# TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひととき



シングル 119 室  
平日料金 10,100円より

SINGLE  
ROOM

金曜日料金

15%  
OFF 8,600 円より

土・日・祝日料金

20%  
OFF 8,100 円より



ダブル 12 室  
平日料金 13,700 円  
(2名利用)※1名利用の場合 11,400 円

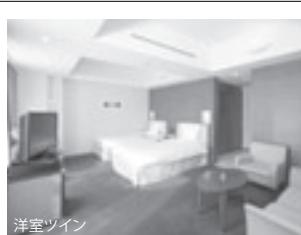
DOUBLE  
ROOM

金曜日料金

15%  
OFF 11,600 円  
※1名利用の場合 9,600 円

土・日・祝日料金

20%  
OFF 10,900 円  
※1名利用の場合 9,000 円



ツイン 17 室  
平日料金 19,000円より  
(2名利用)

TWIN  
ROOM

金曜日料金

15%  
OFF 16,200 円より  
※1名利用の場合 14,200 円

土・日・祝日料金

20%  
OFF 15,200 円より  
※1名利用の場合 13,200 円



## 全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

**TEL 03(3581)0471**

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

ご宿泊の予約が、全国町村会館のWEBからお申込みいただけます。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

### 全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
- タクシー東京駅から約20分



### 会議室・宴会場

2階には広さと設備が多彩な、大小4つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



### カジュアルレストラン「ペルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00  
ティータイム 14:00 ~ 17:00  
ディナータイム 17:00 ~ 22:00  
(21:30 ラストオーダー)



### 和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30  
(14:00 ラストオーダー)  
ディナータイム 17:00 ~ 22:00  
(21:30 ラストオーダー)





# 車両共済(保険)のご案内

(自動車総合保険の車両保険)



## 大切なマイカーには…

全国町村等職員の **自動車共済** + **上乗せ 車両共済(保険)**

# のご加入がオススメです!

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

### 町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら!

#### ○無事故による割引で新規から **41% (保険料) 割引**

(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)

#### ○集団扱年一括払いによる割引で更に **5% 割引**

○保険料分割払(12回)も選択可能です。

(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。)

### さらに

無料ロードサービスがついてきます。ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。

●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

○1年間事故が無かった場合は、翌年の等級は1等級上ります。

事故によって車両共済(保険)をご利用された場合は、事故件数1件につき3等級下がります。

・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。

・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

**お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。**

●フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。

●FAX番号 **03-3519-7325**

●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパンにお問い合わせください。